

HIC医療通訳ボランティア派遣事業の概要



県内で暮らしている外国人は、平成30年6月末現在、約50,000人（法務省統計）で、毎年増加傾向にあることから、公益財団法人ひろしま国際センター（以下「HIC」という。）は、日本語に習熟していない外国人住民等の皆さんが、安心して医療・保健サービスを受けられるよう、医療機関及び保健機関（以下「医療機関等」という。）に医療通訳ボランティアを派遣します。

1 対応言語

英語、中国語、ベトナム語、タガログ語、スペイン語

2 対応時間

原則として、1回につき概ね2時間程度を目途とし、医療機関等の診療（検診等）時間内（概ね午前9時から午後8時まで）とします。

3 通訳内容（ボランティアの活動範囲）

受付、診察、検査、会計、病室、薬局など

※院外薬局（概ね100m以内）への同行は通訳範囲に含まれます。
※インフォームド・コンセントのような高度医療における通訳は、原則として対応しません。

4 通訳の派遣依頼者及び派遣先

HIC医療通訳ボランティア派遣事業の趣旨等に賛同する医療機関等

※外国人住民等の個人からの派遣依頼は受け付けません。
※医療通訳ボランティアの都合がつかない場合は、依頼の日時に派遣できない場合もあります。

5 依頼手続き

- ①患者や保健サービスを受ける者である外国人住民等の同意が必要です。
- ②派遣日の5日前（HICの休日を除く）までに、派遣依頼書をHICへ提出。緊急の場合でも、可能な範囲で対応します。

6 派遣するボランティア

HIC医療通訳ボランティア派遣事業の趣旨に賛同し、HIC医療通訳養成研修（約20時間）を受講し、所定の考査に合格した者で、所定の考査合格後もHICスキルアップ研修に参加するなど、医療通訳ボランティアとしての自覚を持ち、公平な通訳を行うことができます。

7 通訳派遣に係る費用

派遣依頼者は、次の額を負担します。なお、医療通訳ボランティアへの費用の支払いは、HICが行います。

医療通訳ボランティアに対する協力金

1回当たり2,000円とする。なお、医療機関等における活動時間が2時間を超える場合は、1時間毎に1,500円を加算する。

医療通訳ボランティアの交通費相当額

派遣先医療機関等が医療通訳ボランティアの居住地と同一の市（町）である場合は、1,000円。なお、派遣先医療機関等が医療通訳ボランティアの居住地と異なる市（町）である場合は、実費を基本としてHICと派遣依頼者が協議し額を定める。

※実証運用期間中は、HICが費用の全額を負担します。

8 賠償の責任

医療通訳ボランティアの通訳過誤等の医療通訳について、HICは、派遣依頼者に対して賠償の責任を負わないものとし、派遣依頼者（公立等の公的保健機関は除く。）は、賠償責任保険に加入し、当該過誤等について担保できることを条件とします。また、医療通訳ボランティアの通訳過誤等の医療通訳について、HIC及び派遣依頼者は医療通訳ボランティアに対して賠償請求しません。

9 派遣事業の運用開始の時期と派遣対象機関

平成30年11月27日から、広島市内（保健機関は廿日市市内も対象）の医療機関等に対し、実証運用を実施します。

※正式運用は、平成31年4月1日から、県内全域の医療機関等に対して実施する予定です。